

府食第136号
令和4年3月22日

食品安全委員会委員長 山本 茂貴 殿

研究・調査企画会議事前・中間評価部会
座長 脇 昌子

令和4年度食品安全確保総合調査課題（案）について

このことについて、令和4年2月4日に開催した令和3年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第7回）における審議の結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

(別添)

令和4年度

食品安全確保総合調査課題(案)について

令和4年2月
研究・調査企画会議
事前・中間評価部会

令和4年度食品安全確保総合調査課題(案)

< 調査課題名 >
アレルギーを含む食品のファクトシートのための科学的知見の収集等に関する調査 (乳、麦類)
< 調査の概要 >
<p>食物アレルギーは、我が国の全人口の1~2%が有していると考えられており、食物アレルギーを有する者がアレルギーを含む食品を摂取すると、過剰な免疫反応により、血圧低下、呼吸困難等の症状を引き起こし、最悪の場合は死に至る。</p> <p>このような被害を未然に防ぐため、国は、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づき、アレルギーを含む食品に対し、原材料の表示を義務化又は推奨している。また、平成27年にアレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)が施行され、同法第15条では「国はアレルギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずる」ことと定められており、本法に基づきアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年度厚生労働省告示76号)が策定されている。</p> <p>食品安全委員会は、平成27年度に「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品のうち最も科学的知見が多いと思われる「卵」について、令和3年6月に食品健康影響評価をとりまとめ、他の特定原材料6品目(乳、小麦、そば、えび、かに、落花生)については、収集した科学的知見に関する情報をとりまとめて公表することとなった。</p> <p>そのため、本調査事業では、乳及び麦類について最新の情報を収集し、ファクトシート最終案として情報を整理することとする。</p>